## 令和4年度国土調査の指定について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、令和4年4月1日付けで 国土調査として次のとおり指定したので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
木更津市	木更津市新田一丁目及び二丁目、富士見一丁目、中央 一丁目、吾妻一丁目及び二丁目、貝渕一丁目から三丁 目、久津間、江川、曽根、真里、下内橋、茅野、真里 谷、下郡の各一部の区域	
富津市	富津市富津の一部の区域	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで